

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成24年6月6日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、昨年、上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る観点から、独立役員に関する情報開示の拡充を図るなどの上場制度の見直しを行うため、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 独立役員に関する情報開示の拡充

(1) コーポレート・ガバナンス報告書における開示

上場会社は、独立役員として指定する者が、次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を開示するものとします。

- a 取引先又はその業務執行者等
- b 自社の業務執行者等が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の業務執行者等
- c 寄付を行っている先又はその業務執行者等

(2) 株主総会招集通知等における記載

上場会社は、独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めるものとします。

2. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用

上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築し運用するものとします。

3. その他

新規上場申請後の合併等に関する手続きの明確化など、その他所要の改正を行うものとします。

(備 考)

・有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5) b

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の4

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第33条

・有価証券上場規程第2条第2項等

III. 施行日

- ・平成24年6月8日から施行します。
- ・上場内国株券の発行者は、1(1)に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンス報告書を平成24年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとします。

以 上